

令和 5 年 6 月  
国 税 庁

「相続税及び贈与税の重加算税の取扱いについて」の一部改正について（事務運営指針）  
の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）により国税通則法の改正が行われたことに伴い、上記の事務運営指針について所要の改正を行うものです。